

米子市障がい者支援プラン2024(素案)に対する パブリックコメントの結果について

1 意見募集結果について

(1) 結果の概要

| | |
|--------|--|
| 募集期間 | 令和6年1月18日（木）～2月16日（金）（30日間） |
| 資料公開場所 | 市役所本庁舎、淀江支所、米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里）、米子市心身障害者福祉センター、米子サン・アビリティーズ、市内各公民館 |
| 意見提出者数 | 7人 |
| 意見件数 | 49件 |

(2) 提出意見

① 提出方法（7人）

| 提出方法 | 人数 |
|--------|----|
| 持参 | 0人 |
| 電子メール | 4人 |
| ファクシミリ | 1人 |
| 電子申請 | 2人 |

② 意見のあった部分（49件）

| 区分 | 件数 |
|------------------|-----|
| 障がい者計画 | 30件 |
| 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 | 7件 |
| その他 | 12件 |

2 意見及び市の考え方（案）

(1) 米子市障がい者計画（30件）

| No | 頁 | 意 見（概要） | 市の考え方（案） |
|----|----|---|--|
| 1 | 44 | 5 分野別の取組 (1) 安心・安全な生活環境の整備 【基本的な考え方】 「障がいのある人の安心・安全のため、アクセシビリティに配慮した施設の整備など、・・・」を、「アクセシビリティに配慮した、 <u>計画、設計、施設、サービス提供の整備など</u> ・・・」と、文言を追加してはどうか。 | 施設整備における計画や設計を含めた取組については、【取組方針】③において、その趣旨を記載していますが、今後の取組をより具体的なものとするため、内容を追記します。 |
| 2 | 44 | 5 分野別の取組 (1) 安心・安全な生活環境の整備 【取組方針】②移動しやすい環境の整備 | 本記載は、今後の方向性を示すものであり、個別の施策については、当事者や事業者のご意見を踏まえ、担当課において検討することとしています。 |

| | | | |
|---|----|---|---|
| | | 公共交通機関のバリアフリー化推進について、バリアフリー化として行う具体的な取組内容を記載してはどうか。 | |
| 3 | 45 | 5 分野別の取組 (1) 安心・安全な生活環境の整備 【取組方針】③アクセシビリティに配慮した施設の推進 表題を「③アクセシビリティに配慮した施設とサービス提供の推進」とし、施設だけでなくサービス提供の配慮についても記載し、重要性を明確にしてはどうか。 | サービス提供に係るアクセシビリティの重要性は理解していますが、本項目は、施設についての方針を示しており、サービス提供の面でのアクセシビリティへの配慮については、【取組方針】⑥新しいサポート運動等の推進のなかで取り組むこととしています。 |
| 4 | 45 | 5 分野別の取組 (1) 安心・安全な生活環境の整備 【取組方針】③アクセシビリティに配慮した施設の推進 「鳥取県福祉のまちづくり条例」で明文化されたロービジョン者への配慮について記載し、理解が深まるようにしてはどうか。 | 本項目は、障がい有無にかかわりなく、誰もが住みやすいまちづくりに向けた整備の方針を記載しています。ロービジョン者に対する配慮についてのご意見については参考にさせていただきます。 |
| 5 | 45 | 5 分野別の取組 (1) 安心・安全な生活環境の整備 【取組方針】④障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 障がいのある人に配慮したまちづくりについて、ロービジョン者に対する配慮に基づく整備について記載してはどうか。 また、歩行訓練士による歩行訓練の実施や同行援護への理解と従業者育成などについても記載してはどうか。 | 本項目は、障がい有無にかかわりなく、誰もが住みやすいまちづくりに向けた整備の方針を記載しています。ロービジョン者に対する配慮についてのご意見については参考にさせていただきます。 |
| 6 | 45 | 5 分野別の取組 (1) 安心・安全な生活環境の整備 【取組方針】 【基本的な考え方】の中の「心のバリアフリー」について、取組方針に項目として記載し、障がいへの理解と協力が進むようにしてはどうか。 | 「心のバリアフリー」については、安心・安全な生活環境の整備の全体に反映すべき概念として記載していますが、具体的な取組については【取組方針】⑤新しいサポート運動等の推進のなかで取り組むこととしています。 |
| 7 | 47 | 5 分野別の取組 (2) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実 【取組方針】 【取組方針】として「視覚障がい者等の読書環境整備の基本計画策定」を加え、情報提供方法や人材育成について記載してはどうか。 | 読書環境の整備については、分野別の取組(10)文化芸術活動・スポーツに親しむための支援の【取組方針】①文化芸術活動への支援の中に、「読書バリアフリー法」について記載しており、様々な障がい特性の方に向けた配慮に取り組むこととしています。 |
| 8 | 47 | 5 分野別の取組 | ウェブアクセシビリティは、誰もがウェ |

| | | | |
|----|----|---|---|
| | | <p>(2) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実</p> <p>【取組方針】①情報提供の充実</p> <p>市は発信する情報提供の方法について、市公式ホームページが視覚障がいのある人に配慮したものになるよう画像への音声説明やテキスト化など、ウェブアクセシビリティの内容について具体例を記載してはどうか。</p> | <p>ブサイト等で提供される情報や機能を支障なく利用できるようにすることであり、本市としても障がいの種別や特性等にかかわりなく利用できるよう引き続き取り組んでいくこととしています。</p> |
| 9 | 47 | <p>5 分野別の取組</p> <p>(2) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実</p> <p>【取組方針】①情報提供の充実</p> <p>市報は点字版や音声版だけでなく、「ルビ付き版」や「大文字版」もあるとよいのではないか。</p> | <p>情報提供の方法については、様々な手段があることから、引き続き検討することとしています。</p> |
| 10 | 47 | <p>5 分野別の取組</p> <p>(2) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実</p> <p>【取組方針】②意思疎通支援の充実</p> <p>「手話通訳者や要約筆記者をはじめ、点訳、<u>代読、代筆、視覚福祉機器による読み書き訓練、情報機器操作訓練及び支援、朗読奉仕員等の育成と派遣を行うとともに・・・</u>」とし、みえない・みえにくい人への意思疎通支援の充実及び人材育成について記載してはどうか。</p> | <p>みえない・みえにくい人に対する意思疎通のための取組については、人材育成を含めて課題があることは認識しています。代読・代筆等での意思疎通支援の充実に向けて、引き続き検討していくこととしています。</p> |
| 11 | 47 | <p>5 分野別の取組</p> <p>(2) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実</p> <p>【取組方針】②意思疎通支援の充実</p> <p>市は、手話言語の理解普及促進に係る具体的な施策に取り組んでほしい。9月23日の手話言語の国際デーに行われるブルーライトアップなどを通じて手話言語の普及促進に取組とともに、市立図書館や学校図書館への手話言語に関する書籍の充実を進めてほしい。</p> | <p>手話言語の普及促進については、手話言語の国際デーに行われる「ブルーライトアップ」などを通じて引き続き取り組んでいくこととしています。</p> <p>また、学校等への手話言語に関する書籍の充実については取組を進めています。</p> |
| 12 | 48 | <p>5 分野別の取組</p> <p>(2) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実</p> <p>【取組方針】③行政情報のアクセシビリティの向上</p> <p>行政文書における音声コードの添付について、早期に実現してほしい。</p> | <p>行政文書への音声コードの添付については、継続して検討することとしています。</p> |

| | | | |
|----|----|--|--|
| 13 | 48 | <p>5 分野別の取組</p> <p>(2) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実</p> <p>【取組方針】③行政情報のアクセシビリティの向上</p> <p>行政文書の問い合わせ、連絡先には、メールアドレスや、問合せフォームの掲載があるとよいのではないか。</p> | 連絡先や問い合わせ方法については、実施しているものは記載するとともに、新たな方法についても引き続き検討することとしています。 |
| 14 | 50 | <p>5 分野別の取組</p> <p>(3) 安心・安全のための防災、防犯等の推進</p> <p>【取組方針】②緊急通報・避難体制の整備</p> <p>災害時に、きこえない、きこえにくい人を対象とした二次避難所を設置することで、情報保障や合理的配慮の提供がスムーズにできるのではないか。</p> <p>この2次避難所には、「アイ・ドラゴンIV」など情報保障機器の設置は不可欠と考える。</p> | 障がい特性に応じた避難所の設置・運営などに関しては、本市の防災担当部署とも連携を図りながら、検討することとしています。 |
| 15 | 50 | <p>5 分野別の取組</p> <p>(3) 安心・安全のための防災、防犯等の推進</p> <p>【取組方針】②緊急通報・避難体制の整備</p> <p>災害時、外見で障がいのある人と分からない方の発見・誘導方法や観光客への対応などについて、また避難所までの障がい特性に応じた誘導方法について研究してほしい。</p> | 障がい特性に応じた避難所の設置・運営などに関しては、本市の防災担当部署とも連携を図りながら、検討することとしています。 |
| 16 | 50 | <p>5 分野別の取組</p> <p>(3) 安心・安全のための防災、防犯等の推進</p> <p>【取組方針】②緊急通報・避難体制の整備</p> <p>避難所の整備について、障がい特性や医療的ケアが必要な方は、通常の避難所の利用しづらさや介助ができないなど、設備や備品などの整備面や、運営体制の面で課題がある。</p> | 障がい特性に応じた避難所の設置・運営などに関しては、本市の防災担当部署とも連携を図りながら、検討することとしています。 |
| 17 | 51 | <p>5 分野別の取組</p> <p>(4) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</p> <p>【取組方針】①障がいを理由とする差別の解消の推進</p> <p>【取組方針】①の表題を「社会のあらゆる場面における障がいを理由とする差別の解消の推進」に修正し、より広い範囲を対</p> | <p>【基本的な考え方】のなかで、障がいを理由とする差別の解消の推進は、社会のあらゆる場面を想定したものと記載しており、本分野別の取組の前提になっているものと考えており、【取組方針】にも反映しているものと考えています。</p> <p>また、福祉サービスにおいて、本人の意思に反した異性介助がないよう、事業者に周知を図ります。</p> |

| | | | |
|----|----------|---|--|
| | | 象としてはどうか。 また、①に「福祉サービスの提供時における利用者の意思に反した異性介助が行われることがないような取組の推進」について記載してはどうか。 | |
| 18 | 53 | 5 分野別の取組 (5) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 【取組方針】②相談支援体制の構築 【取組方針】②の表題を、国の第5次障害者計画の文言に準じて「相談支援体制の充実、強化」としてはどうか。 | 本市においては、相談支援専門員の不足など十分な体制が構築できていない面もあることから、「構築」していくことが重要だと考えていますが、計画においては充実・強化に向けた取組も進めることとしています。 |
| 19 | 55 63 | 5 分野別の取組 (5) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 【取組方針】④障がいのある児童及び家族に対する支援の充実 (9) 教育の充実 【基本的な考え方】 就学前や小中学校に在籍するきこえない・きこえにくい子どもが取り残されないよう、検証が必要と考える。特に手話言語をはじめとするコミュニケーション手段の確保は必要不可欠と考えられるため、環境整備を推進してほしい。 | 未就学児については、当該園の保育士等が県立鳥取聾学校（本校）と連携を取りながら、カード・手話・マカトン等によるコミュニケーションの方法を学び実践するなどし、支援を行っています。 公立小中学校に在籍する、きこえない・きこえにくい子どもについては、就学前との切れ目ない支援体制の中で情報を共有とともに、その後の学校生活においても把握に努めています。また、本市教育支援委員会における専門家の判断を受けて学びの場を決定し、難聴学級において専門的な支援を行ったり、通常の学級においてロジヤーなどの合理的配慮を行ったりしています。教職員の配置については、そういったニーズのある児童生徒が在籍する学校に、専門性の高い教員の配置に努めるとともに、状況によっては、県立鳥取聾学校ひまわり分校と連携しながら、児童生徒が安心して授業に参加でき、学習内容の理解を深めることができるよう、教材や指導に対する助言をもらっています。 引き続き、きこえない・きこえにくい子どもの学びをしっかりと保障できるよう、環境整備に努めていくこととしています。 |
| 20 | 57 | 5 分野別の取組 (6) 保健・医療の推進 【基本的な考え方】 【取組方針】②保健・医療の充実等 障がいのある人が地域で必要な医療やリハビリテーションだけでなく、メンタルヘルスについても受けられるよう文言を追加し、本人や家族の不安への対応の重要性を記載すべき。 | メンタルヘルスについては、「必要な医療」のなかで対応することとしていますが、メンタルヘルスへの対応は重要なことだと考えており、引き続き取組を進めていくこととしています。 |
| 21 | 59 | 5 分野別の取組 (7) 行政サービス等における配慮 【取組方針】①職員研修の実施 | 窓口における、きこえない・きこえにくい人との意思疎通については、手話言語だけでなく、職員が障がい特性を理解 |

| | | | |
|----|----|--|--|
| | | 米子市役所職員の手話言語取得の促進について記載があるが、きこえない・きこえにくい人全てが手話を理解できるわけではないので、傾倒しすぎないようにしてほしい。 | し、相手の障がいの程度や状況、ご希望に沿ったコミュニケーションや支援ができるよう、引き続き取り組んでいくこととしています。 |
| 22 | 59 | 5 分野別の取組 (7) 行政サービス等における配慮 【取組方針】②窓口等における配慮 窓口等において、みえない・みえにくい人への障がい特性に配慮した対応について、その内容を明確にするため、「代読・代筆、案内誘導などを行う」との文言を追加してほしい。 | 窓口における、みえない・みえにくい人との意思疎通については、代読や代筆、案内誘導などの方法について、職員が障がい特性を理解し、相手の障がいの程度や状況、ご希望に沿ったコミュニケーションや支援ができるよう、引き続き取り組んでいくこととしています。 |
| 23 | 59 | 5 分野別の取組 (7) 行政サービス等における配慮 【取組方針】②窓口等における配慮 窓口等において、みえない・みえにくい人への障がい特性に配慮した対応について、その内容を明確にするため、「代読・代筆、案内誘導などを行う」との文言を追加してほしい。 | 窓口における、みえない・みえにくい人との意思疎通については、代読や代筆、案内誘導などの方法について、職員が障がい特性を理解し、相手の障がいの程度や状況、ご希望に沿ったコミュニケーションや支援ができるよう、引き続き取り組んでいくこととしています。 |
| 24 | 59 | 5 分野別の取組 (7) 行政サービス等における配慮 【取組方針】②窓口等における配慮 手話通訳者の配置について記載があるが、要約筆記者の配置も検討いただきたい。 | 要約筆記者の配置については、現時点では考えておりませんが、筆談は、窓口におけるきこえない・きこえにくい人との意思疎通の方法の一つであり、職員が障がい特性を理解し、相手の障がいの程度や状況、ご希望に沿ったコミュニケーションや支援ができるよう、引き続き取り組んでいくこととしています。 |
| 25 | 59 | 5 分野別の取組 (7) 行政サービス等における配慮 【取組方針】②窓口等における配慮 障がいのある人への窓口等での対応について、(一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会の推奨する「耳マーク」も、手話マークや筆談マークと同様に設置し、中途失聴者や難聴者への理解も深めてほしい。 | きこえない・きこえにくい人への配慮を表す耳マークについては、市役所の複数の窓口に設置していますが、今後もその普及に努めることで、きこえない・きこえにくい人へのコミュニケーションの配慮に取り組んでいきます。 |
| 26 | 60 | 5 分野別の取組 (7) 行政サービス等における配慮 【取組方針】③選挙等における配慮 選挙に係る通知等の情報保障について、みえない・みえにくい人への具体的な対応はどうのようにされるのか | 投票に関しては点字投票用紙などを作成し、みえない・みえにくい人への対応を行っていますが、選挙公報に関する点字版、録音版などの作成に関しては、時間的な制約も大きく、実現していません。今後も、継続して検討していくこととしています。 |
| 27 | 60 | 5 分野別の取組 | 投票に関しては点字投票用紙などを作 |

| | | | |
|----|----|---|--|
| | | (7) 行政サービス等における配慮 【取組方針】③選挙等における配慮 選挙広報の点字版、録音版、拡大文字版の発行に努める旨の記載の追加を希望する。 | 成し、みえない・みえにくい人への対応を行っていますが、選挙公報に関する点字版、録音版などの作成に関しては、時間的な制約も大きく、実現していません。今後も、継続して検討していくこととしています。 |
| 28 | 61 | 5 分野別の取組 (8) 雇用・就業、経済的自立の支援 【取組方針】①総合的な就労支援 障害者就業・生活支援センターの支援対象者について、より明確にするため「すべての」障がい者が対象であることを記載すべき。 | 障害者就業・生活支援センターは、障がいの種別や程度、中途か否かにかかわらず、すべて障がいのある人を支援の対象として事業を実施されていると考えています。 |
| 29 | 65 | 5 分野別の取組 (10) 文化芸術活動・スポーツに親しむための支援 【基本的な考え方】 障がいのある人が文化芸術活動・スポーツに親しむためには、地域にその推進組織がないことが課題と考える。調査では障がいのない人に比べて約半分程度しか活動していないといわれているため、ぜひ組織作りを進めてほしい。 | 障がいにかかわらず文化芸術活動・スポーツ活動の推進組織の重要性についてのご意見については参考にさせていただきます。 |
| 30 | 66 | 5 分野別の取組 (10) 文化芸術活動・スポーツに親しむための支援 【取組方針】②スポーツに親しむための支援等 2025 年に東京でデフリンピックが開催される。市としても広報やデフスポーツそのものの普及に取り組んでほしい。 | 障がい者スポーツの大会であるデフリンピックやスペシャルオリンピックスなどの周知や、障がい者スポーツの普及促進について、引き続き取り組んでいくこととしています。 |

(2) 米子市障がい福祉計画・障がい児福祉計画（7件）

| No | 頁 | 意見（概要） | 市の考え方（案） |
|----|----|--|--|
| 31 | 69 | 2 作成する目的・基本的な考え方 (7) 障がいのある人の社会参加を支える取組定着 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の主旨を踏まえ、中途失聴者・難聴者の社会参加における情報保障のため、講演会などでは手話通訳者だけでなく、要約筆記者をセットで配置するようにしていただきたい。 | 市が主催するイベント等における要約筆記者の配置については、その必要性について周知を図り、必要に応じた配置について取組を進めていきたいと考えます。 |
| 32 | 84 | 5 障がい福祉サービスの見込量と見込量確保の方策 (1) 訪問系サービス（介護給付） | 同行援護の見込量については、新型コロナウィルス感染症の影響が比較的少ない令和元年度および令和5年度の利用 |

| | | | |
|----|-----|--|--|
| | | ②サービスの見込量 同行援護のサービス見込量の設定数値が低いと思われる所以、上乗せをしてほしい。近年コロナ禍で外出機会の減少などの状況にあったが、今後回復し、さらに上昇することが想定されるため。 | 実績も加味して設定しています。利用ニーズを満たすことができるよう、福祉人材の確保について、事業所等と連携して取り組みます。 |
| 33 | 90 | 5 障がい福祉サービスの見込量と見込量確保の方策 (3) 居住系サービス（介護給付・訓練等給付・地域生活支援拠点等） ③見込量確保の方策 行動障がいのある人や医療的ケアが必要な人などが利用するグループホームがニーズを満たせていない、との記載があるが、視覚障がいのある人についても記載をしてほしい。 | さまざまな障がい特性や支援ニーズに対応したグループホームは増えつつありますが、みえない・みえにくい人への支援が可能なグループホームがないことは承知をしています。 引き続き、障がい特性に応じた支援ができるグループホームの整備について促進していくこととします。 |
| 34 | 90 | 5 障がい福祉サービスの見込量と見込量確保の方策 (3) 居住系サービス（介護給付・訓練等給付・地域生活支援拠点等） ③見込量確保の方策 行動障がいのある人や医療的ケアが必要な人などが利用するグループホームがニーズを満たせていない、との記載があるが、視覚障がいのある人が利用可能なグループホームもない。 | さまざまな障がい特性や支援ニーズに対応したグループホームは増えつつありますが、みえない・みえにくい人への支援が可能なグループホームがないことは承知をしています。 引き続き、障がい特性に応じた支援ができるグループホームの整備について促進していくこととします。 |
| 35 | 103 | 7 地域生活支援事業 【必須事業】(6)意思疎通支援事業 ②今後の方針 みえない・みえにくい人への代読や点訳等の支援について検討するとの記載があるが、点訳等の支援や代筆・代読支援を実施するとの記載に変更を希望する。代筆・代読支援のニーズへの対応として、米子市が県をリードする形で取り組んでほしい。 | 記載を「みえない・みえにくい人への点訳等の支援や代筆・代読支援についても支援体制の整備に努めます」に変更します。また、地域生活支援事業の意思疎通支援事業の一つとして、代読・代筆支援を行うことについては、今後サービス提供体制のことを含め、市及び関係機関と協議していきたいと考えます。 |
| 36 | 103 | 7 地域生活支援事業 【必須事業】(6)意思疎通支援事業 ②今後の方針 公文書などのバリアフリー化が進まない中で、読書バリアフリー法などに鑑み、みえない・みえにくい人への代読・代筆支援を必須化してほしい。 | 地域生活支援事業の意思疎通支援事業の一つとして、代読・代筆支援を行うことについては、今後サービス提供体制のことを含め、市及び関係機関と協議していきたいと考えます。 |
| 37 | 106 | 地域生活支援事業（サービスの見込量） 表中「意思疎通支援事業」の中に「代筆・ | 地域生活支援事業の意思疎通支援事業の一つとして、代読・代筆支援を行うことになった場合は、見込量の設定を行うこ |

| | | | |
|--|--|---------------------------|---------|
| | | 代読者派遣」の項目を設け、見込量を記載してほしい。 | ととなります。 |
|--|--|---------------------------|---------|

(3) その他 (12件)

| No | 頁 | 意見（概要） | 市の考え方（案） |
|----|----|---|---|
| 38 | 6 | <p>第1部 米子市障がい者支援プラン 2024 の概要</p> <p>1 米子市障がい者支援プラン 2024について</p> <p>3 計画期間及び構成 (1) 第2期米子市障がい者計画</p> <p>本市の障がい福祉計画では、「基本的な考え方」及び「基本的な視点」として示しているが、国の第5次障害者基本計画の概要では「基本理念」及び「基本原則」としており、本市計画も国に準じてはどうか。</p> | 第5次障害者基本計画の概要における項目を基本としつつ、本市の考え方や方針に最も即した表題として計画を構成しています。 |
| 39 | 7 | <p>第1部 米子市障がい者支援プラン 2024 の概要</p> <p>1 米子市障がい者支援プラン 2024について</p> <p>4 基本的な考え方</p> <p>「基本的な考え方」を「基本理念」としてはどうか。</p> | 第5次障害者基本計画の概要における項目を基本としつつ、本市の考え方や方針に最も即した表題として計画を構成しています。 |
| 40 | 7 | <p>第1部 米子市障がい者支援プラン 2024 の概要</p> <p>1 米子市障がい者支援プラン 2024について</p> <p>4 基本的な考え方</p> <p>文言中、「共生社会の実現に向け、」の前に「インクルージョンの理念のもと」を入れてはどうか。</p> | 共生社会の実現のためには、インクルージョンの考え方やそれに基づく施策は欠かすことができないものと認識しています。本支援プラン全体を通して、インクルージョンの重要性を踏まえた記載としています。 |
| 41 | 8 | <p>第1部 米子市障がい者支援プラン 2024 の概要</p> <p>1 米子市障がい者支援プラン 2024について</p> <p>5 「障がいのある人」・「障がいのある児童」とは</p> <p>盲ろう者は視覚と聴覚の障がいが重複する人のことだが、法令的には規定がないため、視覚障がい、聴覚障がいのそれぞれで行われている支援や配慮を、併せて受けることができないなどの課題がある。</p> <p>支援の範囲にあてはまらない可能性のある障がいのある人に対する考えを記載してほしい。</p> | <p>本項目は、「障害者」・「障害児」について法令上の範囲を示したものですが、福祉サービスなどの利用対象者は、各制度のなかで定められています。</p> <p>盲ろうの人のように、制度の狭間で必要な支援を受けることが難しい場合については、市役所や相談支援専門員にお問い合わせください。</p> |
| 42 | 12 | 第2部 障がいのある人の現状 | 支援プランには、基礎的資料として各障 |

| | | | |
|----|----|--|--|
| | | <p>1 障害者手帳取得者数の状況 (2) 障害者手帳所持者数の状況</p> <p>障害者手帳の所持者について、年代別と高齢化率を加え、障がいのある人の高齢化の状況を示してはどうか。</p> <p>また、難病者数も記載してはどうか。</p> | <p>害者手帳の所持者の障がいの種別や等級別の状況を記載していますが、年齢階層別の状況については、現時点では記載は考えていません。今後の計画策定のなかで、年齢階層に応じた施策の必要性が生じた場合には、検討することとします。また、難病者数については、市で把握していないため記載していません。</p> |
| 43 | 12 | <p>第2部 障がいのある人の現状 1 障害者手帳所持者数の状況 (2) 障害者手帳所持者数の状況</p> <p>各年度の障害者手帳取得者数の表に、米子市及び国の総人口に対する障がい者数比率を記載し、障がいのある人の高齢化の状況を明確にしてはどうか。</p> | <p>支援プランのなかで、米子市及び国の総人口に対する障がい者数比率の状況については、現時点では記載は考えていません。今後の計画策定のなかで、基礎的資料としてデータの必要性が生じた場合は検討することとします。</p> |
| 44 | 14 | <p>第2部 障がいのある人の現状 2 身体障がいのある人の状況 (3) 主な障がいの種類別身体障害者手帳所持者の数</p> <p>身体障害者手帳の障がいの種類別で、「内部」で集約されいる各障がい種別について、それぞれ所持者数を記載してはどうか。</p> <p>記載することにより、内部障がいへの理解を深める活動につながると考える。</p> | <p>内部障がいに含まれる障がい種別については、欄外に記載しています。それぞれの所持者数については、所持者数が非常に少ないものがあることから記載することは考えていません。内部障がいをはじめとする障がい特性への理解については、あいサポート運動等を通じて、啓発に努めていくこととしています。</p> |
| 45 | 18 | <p>第2部 障がいのある人の現状 5 障がいのある児童の状況 (1) 特別支援学級等の状況 ①小学校における特別支援学級に在籍する児童の状況 ア 児童数</p> <p>全児童数と特別支援学級在籍児童数の比率を示し、今後の支援体制の検討につなげてはどうか。</p> | <p>全児童数と特別支援学級に在籍する児童数の比率の推移にかかわらず、障がいのある児童に対する支援体制の構築について、教育分野と福祉分野が連携して推進することとしています。</p> |
| 46 | 21 | <p>第2部 障がいのある人の現状 6 障がいのある人の雇用状況</p> <p>各障がい種別ごとに「離職者数と離職理由」のデータを記載することで、今後の離職対策に活用してはどうか。</p> | <p>本市では、離職者数と離職理由の状況は把握していません。今後も地域の関係機関と連携して、障がいのある人の就労定着に取り組むこととしています。</p> |
| 47 | - | 計画の進捗管理についても計画に記載し、どのような評価を行うのか記載すべきと考える。 | 各計画の進捗管理については、「第1部 米子市障がい者支援プラン 2024 の概要」の「8 計画の実施状況の管理体制」に記載しているとおり、「米子市障がい者計画等推進委員会」を設置し、毎年度、計画の実施状況の把握、点検及び検証を行い、施策及び事業の適切な実施に努め |

| | | | |
|----|---|--|--|
| | | | ることとしています。 |
| 48 | - | 毎年12月3日から9日の障害者週間において、共生社会実現のため、各関係機関と連携して障がい者への理解を深める啓発事業を行うことを記載してほしい。 | 支援プランのなかで、障害者週間についての記載はしていませんが、障がい者への理解を深める啓発事業の必要性は認識しており、啓発事業の実施について、今後検討していくこととしています。 |
| 49 | - | ヒアリングの対象は当事者団体だけではなく、当事者個人も対象としてほしい。 | 個人からのヒアリングについては、対象者の選定が困難なことなどから実施は考えていませんが、障がいのある人の現状やニーズについては、ニーズ調査などあらゆる場面を通じて把握に努めることとしています。 |